



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 3
- 沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 3
- 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課） ..... 12
- 沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例（子育て支援課） ..... 14
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（子育て支援課） ..... 15
- 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（医療政策課） ..... 15
- 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（都市計画・モノレール課） ..... 16
- 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（生涯学習振興課） ..... 22

### 規 則

- 沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課） ..... 26
- 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（都市計画・モノレール課） ..... 26
- 沖縄県立図書館の使用料の徴収に関する規則（生涯学習振興課） ..... 28

### 訓 令

- 沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課） ..... 30

### 教育委員会事項

- 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 ..... 31

## 公布された条例のあらまし

### ○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（第8条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

### ○ 沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。<第1条から第5条まで>
  - (1) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。（第28条関係）
  - (2) 加熱式たばこに係る県たばこ税の課税方式について、次の措置を講ずることとした。（第84条の2及び第85条関係）
    - ア 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばこみなして条例の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。
    - イ 加熱式たばこの課税標準を当該加熱式たばこの重量及び価格により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。
    - ウ イは、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行する。
  - (3) 次に掲げる期間における県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。（第85条の2関係）

- ア 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円
- イ 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円
- ウ 平成33年10月1日以後 1,000本につき1,070円

- (4) その他所要の改正を行うこととした。(第18条、第28条、第42条、第43条、第46条、第71条、第84条の2及び第85条関係)
- 2 沖縄県税条例等の一部を改正する条例を次のように改正することとした。<第6条>  
平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率の引上げを、平成31年10月1日に延期することとした。(附則第9項、第19項及び第20項関係)
- 3 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第22項まで)

○ 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店に使用者が青少年であるかどうかを確認することを義務付ける規定を削るとともに、関係規定を整備することとした。(第18条の8関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条から第5条まで、第7条、第10条、第12条、第13条から第14条まで、第16条、第18条、第18条の2、第18条の4、第18条の6、第20条及び第22条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 国家戦略特別区域法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第1条から第3条まで及び第7条関係)
- 2 国家戦略特別区域法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第4条及び第5条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 国家戦略特別区域法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(別表関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第4条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 介護老人保健施設の入所定員について、既存の病床数を算定するに当たって行わなければならない補正に関する基準を整理することとした。(第3条及び附則第2項から第4項まで関係)
- 2 病院又は診療所が療養病床の転換を行った場合、当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定することとした。(附則第2項関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第1条並びに附則第5項及び第6項関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例(条例第56号)

- 1 施設の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 施設の名称及び位置について定めることとした。(第2条)
- 3 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理及び指定管理者の業務について定めることとした。(第3条及び第4条)
- 4 指定管理者の指定の申請について定めることとした。(第5条)
- 5 指定管理者の指定及び告示について定めることとした。(第6条及び第7条)
- 6 休場日及び開場時間について定めることとした。(第8条、第9条及び別表第1)
- 7 入場料及び入場料の減免について定めることとした。(第10条、第11条、別表第2及び別表第3)
- 8 入場料の返還について定めることとした。(第12条)
- 9 入場の制限等について定めることとした。(第13条)
- 10 損害の賠償等について定めることとした。(第14条)
- 11 事業報告書の提出について定めることとした。(第15条)
- 12 規則への委任について定めることとした。(第16条)
- 13 この条例は、平成31年2月1日から施行することとした。ただし、14は、公布の日から施行することとし

た。(附則第1項)

- 14 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例(条例第57号)

- 1 施設の設置について定めることとした。(第1条)  
2 施設の位置について定めることとした。(第2条)  
3 図書館が行う業務について定めることとした。(第3条)  
4 使用の許可について定めることとした。(第4条)  
5 使用料及び使用料の減免について定めることとした。(第5条、第6条及び別表)  
6 権利の譲渡等の禁止について定めることとした。(第7条)  
7 使用の許可の取消し等について定めることとした。(第8条)  
8 原状回復の義務について定めることとした。(第9条)  
9 損害の賠償等について定めることとした。(第10条)  
10 沖縄県立図書館協議会について定めることとした。(第11条)  
11 教育委員会規則への委任について定めることとした。(第12条)  
12 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとした。(附則第1項)  
13 この条例の施行に伴い、沖縄県立図書館協議会設置条例を廃止することとした。(附則第2項)  
14 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第3項及び第4項)  
15 この条例の施行に伴い、沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正することとした。(附則第5項)

**条 例**

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第50号

**沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第51号

沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「施行規則第2条の2に定める」を「同項の」に改め、同条第5項中「第2条の3第2項の各号」を「第2条の3第2項各号」に改める。

第42条第1項中「当該」を「同表の」に改め、同条第2項第1号から第3号までの規定中「によつて」を「により」に改める。

第43条第1項中「によつて」を「により」に改める。

第71条第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改める。

第84条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第84条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第85条第1項中「消費等」の次に「(第3項第3号アにおいて「売渡し等」とい

う。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の次に「又は金額」を、「計算」の次に「その他これらの規定の適用」を加え、「第39条の9」を「第39条の9の2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第8条の2の3で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項から第8項までに定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第85条の2中「860円」を「930円」に改める。

**第2条** 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第85条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

**第3条** 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項、第5項及び第7項中「によつて」を「により」に改める。

第46条第1項第1号イ中「みなし課税法人、」の次に「投資法人（」を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。）、特定目的会社（」に改め、「特定目的会社」の次に「をいう。）」を加える。

第85条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第85条の2中「930円」を「1,000円」に改める。

**第4条** 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第85条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第85条の2中「1,000円」を「1,070円」に改める。

**第5条** 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第84条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第85条第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

（沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第6条** 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第9項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第19項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改める。

附則第20項の表附則第11項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表附則第12項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表附則第13項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中沖縄県税条例第84条の次に1条を加える改正規定、同条例第85条及び第85条の2の改正規定並びに第6条並びに附則第3項から第8項までの規定 平成30年10月1日
  - (2) 第1条中沖縄県税条例第28条第1項の改正規定及び次項の規定 平成31年1月1日
  - (3) 第2条及び附則第9項の規定 平成31年10月1日
  - (4) 第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成32年4月1日
  - (5) 第3条中沖縄県税条例第85条第3項及び第85条の2の改正規定並びに附則第10項から第15項までの規定 平成32年10月1日
  - (6) 第4条及び附則第16項から第21項までの規定 平成33年10月1日
  - (7) 第5条及び附則第22項の規定 平成34年10月1日  
(県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例（附則第7項、第14項及び第20項において「新条例」という。）第28条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(県たばこ税に関する経過措置)
  - 3 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
  - 4 平成30年10月1日前に沖縄県税条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第85条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第11項及び第17項において「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下この項及び次項において「平成30年改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第74条第1号に規定する製造たばこ（沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）附則第8項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第8項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する沖縄県税条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は平成30年改正法第1条の規定による改正後の地方税法（附則第11項において「新法」という。）第74条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第11項及び第17項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1

項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正法附則第10条第3項に規定する申告書を平成30年10月31日までに知事に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。

7 附則第4項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第85条第2項の規定中「前項」とあるのは「沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第51号。次項及び第85条の5の2において「平成30年改正条例」という。）附則第4項」と、新条例第85条第3項の規定中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第4項」と、新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第10条第6項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第5項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成30年10月31日」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第85条第1項、第85条の2、第85条の3、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第4項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相



当する金額を、沖縄県税条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。

- 9 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 10 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 12 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正法附則第12条第3項に規定する申告書を平成32年11月2日までに知事に提出しなければならない。
- 13 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。
- 14 附則第11項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほ

か、附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）第85条第2項の規定中「前項」とあるのは「沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第51号。次項及び第85条の5の2において「平成30年改正条例」という。）附則第11項」と、32年10月新条例第85条第3項の規定中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第11項」と、32年10月新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第12条第6項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、32年10月新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第12項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成32年11月2日」と読み替えて、32年10月新条例の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第85条第1項、第85条の2、第85条の3、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。

15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第11項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、沖縄県税条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。

16 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

17 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これら

の者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

18 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正法附則第13条第3項に規定する申告書を平成33年11月1日までに知事に提出しなければならない。

19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。

20 附則第17項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）第85条第2項の規定中「前項」とあるのは「沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第51号。次項及び第85条の5の2において「平成30年改正条例」という。）附則第17項」と、33年新条例第85条第3項の規定中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第17項」と、33年新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第13条第6項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、33年新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第18項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成33年11月1日」と読み替えて、33年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第85条第1項、第85条の2、第85条の3、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。

21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第17項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、沖縄県税条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又

は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。

22 附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

---

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第52号

## 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当たつて」を「当たって」に、「と自由」を「及び自由」に、「あつて」を「あって」に改める。

第3条の見出し中「責任」を「責務」に改め、同条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条の見出し中「任務」を「責務」に改める。

第5条第6号中「がん具」を「玩具」に改め、同条第8号中「あつて」を「あって」に、「ちらし」を「ピラ」に改める。

第7条第2項中「なつた」を「なった」に改める。

第10条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もって」に改め、同条第3項中「以下」を「次条第1項において」に改め、同条第4項中「なつた」を「なった」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第12条第2項第1号及び第2号中「あつて」を「あって」に改め、同条第3項中「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もって」に改める。

第13条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もつて」に改める。

第13条の2中「よつて」を「よって」に改める。

第13条の3第2項第1号中「あつて」を「あって」に改める。

第14条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もつて」に改め、同条第4項中「あつた」を「あつた」に改める。

第16条中「とつて」を「とって」に改める。

第18条中「知つて」を「知って」に改める。

第18条の2第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第18条の4中「行つて」を「行って」に改める。

第18条の6第1項中「当たつて」を「当たって」に、「同じ」を「この条において同じ」に改め、同条第2項中「（以下）の次に「この条において」を加え、「当たつて」を「当たって」に、「。以下」を「。次項において」に改め、同条第3項中「当たつて」を「当たって」に、「以下」を「第18条の8第2項及び第3項において」に改める。

第18条の8の見出し中「確認義務」を「説明義務」に改め、同条第1項を次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。次項及び第3項において同じ。）及び役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。第3項において同じ。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項及び第4項において同じ。）を含む。）を交付しなければならない。

第18条の8第2項を削り、同条第3項中「第17条第1項ただし書」を「第15条ただし

書」に、「当たつて」を「当たって」に、「以下「理由書」という」を「電磁的記録を含む」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない役務提供契約の締結をすることができる。この場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、規則で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

第18条の8第4項及び第5項を次のように改める。

4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項において同じ。）を講じないこととする正当な理由を記載した書面（電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。

5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を販売することができる。この場合においては、第3項後段の規定を準用する。

第18条の8第6項中「第2項、第4項」を「第3項」に改める。

第20条第2項中「あつて」を「あって」に改める。

第22条第4項中「行つた」を「行った」に改め、同条第5項第2号及び第6項第7号中「従わなかつた」を「従わなかった」に改め、同条第7項第1号中「掲示しなかつた」を「掲示しなかった」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第53号

## 沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県保育士試験等手数料条例（平成19年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

第2条第1項中「第12条の4第6項」を「第12条の5第6項」に改める。

第3条第1項中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

第4条第1項及び第5条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条第1項中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第54号

## 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「（平成20年文部科学省告示第26号）」を削る。

別表の第2の1中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第55号

## 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削る。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置）

- 2 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第55号）の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第3項及び第4項を削る。

附則第5項中「第7条第2号から第4号まで」を「第6条第2号から第4号まで」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「第9条各号」を「第8条各号」に改め、同項を附則第4項とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志



## 沖縄県条例第56号

## 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県の歴史、文化及び豊かな自然環境に対する理解及び関心を深めるための施設を一般公衆の利用に供することにより、観光及び地域の振興に寄与するため、沖縄県国営沖縄記念公園内施設を設置する。

(施設の名称及び位置)

第2条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設を構成する施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
首里城地区内施設（復原された正殿その他これに関連する施設をいう。以下同じ。）	那覇市首里当蔵町3丁目
海洋博覧会地区内施設（水族館並びに海獣その他の動物を飼育し、及び展示する施設をいう。以下同じ。）	本部町字石川及び字備瀬

(沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理)

第3条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第10条の規定による入場料の収受に関する業務、第11条の規定による入場料の減免に関する業務、第12条ただし書の規定による入場料の返還に関する業務その他の入場料の収受に関する業務

(3) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

**第5条** 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

**第6条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

（指定管理者の指定等の告示）

**第7条** 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

（休場日）

**第8条** 首里城地区内施設の休場日は、7月の第1水曜日及びその翌日とする。

2 海洋博覧会地区内施設の休場日は、12月の第1水曜日及びその翌日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

## (開場時間)

第9条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の開場時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。

## (入場料)

第10条 別表第2に定める施設に入場しようとする者は、入場料を指定管理者に納めなければならない。

2 入場料は、別表第2に定める額を限度として、指定管理者が定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、1年間を通して別表第3に定める施設に入場しようとする場合の入場料は、同表に定める額を限度として、指定管理者が定めるものとする。

4 指定管理者は、前2項の規定により、入場料を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。入場料を変更しようとするときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

6 入場料は、指定管理者の収入とする。

## (入場料の減免)

第11条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるとき、入場料を減額し、又は免除することができる。

## (入場料の返還)

第12条 既納の入場料は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

## (入場の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の施設への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

## (損害の賠償等)

第14条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の施設に入場する者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があるとき、賠償額を減額し、又は

免除することができる。

(事業報告書の提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

### 別表第1 (第9条関係)

施設		期間	開場時間
首里城地区内施設		4月1日から6月30日まで 及び10月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後7時まで
		7月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後8時まで
		12月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後6時まで
海洋博覧会地区内施設	水族館	3月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後8時まで
		10月1日から翌年2月末日まで	午前8時30分から午後6時30分まで
	海獣その他の動	3月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後7時

	物を飼育し、及び展示する施設		まで
		10月1日から翌年2月末日まで	午前8時30分から午後5時30分まで

別表第2（第10条関係）

区分		入場料（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
首里城地区内施設	一般	820円	660円
	高校生	620円	490円
	中学生及び小学生	310円	250円
海洋博覧会地区内施設 （水族館に限る。）	一般	1,850円	1,480円
	高校生	1,230円	980円
	中学生及び小学生	610円	490円

## 備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。

別表第3（第10条関係）

区分		入場料（1人につき）
首里城地区内施設	一般	1,640円
	高校生	1,240円

	中学生及び小学生	620円
海洋博覧会地区内施設 (水族館に限る。)	一般	3,700円
	高校生	2,460円
	中学生及び小学生	1,220円

## 備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県条例第57号

## 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例

### (設置)

**第1条** 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して県民の利用に供するための施設を提供することにより、教養の向上及び調査研究の促進を図り、もって教育及び文化の振興に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、沖縄県立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

### (位置)

**第2条** 図書館の位置は、那覇市泉崎1丁目20番1号とする。

### (業務)

**第3条** 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館法第3条各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 図書館の施設の使用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可)

**第4条** 別表に掲げる図書館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

**第5条** 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

**第6条** 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

**第7条** 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

**第8条** 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の

許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

**第9条** 使用者は、施設等の使用を終えたとき、又は第4条第1項の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

**第10条** 使用者は、その使用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(沖縄県立図書館協議会)

**第11条** 図書館に、沖縄県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会規則への委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で



定める日から施行する。

(沖縄県立図書館協議会設置条例の廃止)

2 沖縄県立図書館協議会設置条例（平成24年沖縄県条例第45号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の沖縄県立図書館協議会設置条例（以下「旧協議会設置条例」という。）第1条の規定により置かれた沖縄県立図書館協議会は、第11条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧協議会設置条例第2条の規定により沖縄県立図書館協議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に、第11条第2項の規定により、協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧協議会設置条例第2条の規定により任命された沖縄県立図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

5 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び図書館法（昭和25年法律第118号）第10条」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「第2条、第3条及び前条」を「前2条」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

#### 別表（第4条、第5条関係）

##### 1 施設使用料

区分	単位	使用料
ホール	1時間につき	2,700円

##### 2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
舞台器具	1回1点又は一式につき	500円以内で規則で定める額

音響器具	1回1点又は一式につき	60円以内で規則で定める額
その他規則で定める 附属設備	1回1点又は一式につき	1,370円以内で規則で定める額

備考

- 1 ホールに係る使用料は、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 施設の冷房を使用する場合は、その実費に相当する額を使用料として別に徴収する。

規 則

沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第62号

沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県青少年保護育成条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第128号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第2号ウ中「強姦」を「強制性交等」に改める。

第6条の2第2号中「メタル」を「メダル」に改める。

第10条の2中「第18条の8第2項」を「第18条の8第1項」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、同条第4号中「第17条第1項ただし書」を「第15条ただし書」に、「第18条の8第3項」を「第18条の8第2項」に、「理由書」を「書面」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第16条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、条例第18条の8第4項に規定する書面を提出しなければならないこと。

第10条の3の見出し中「理由書等」を「書面」に改め、同条第1項中「第18条の8第5項」を「第18条の8第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）」に、「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約」を「同条第1項に規定する役務提供契約」に、「当該携帯電話インターネット接続契約」を「当該役務提供契約」に改め、同条第2項を削る。

第11条第4号中「青少年保護育成審議会」を「審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年 7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第63号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第2条** 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

**第3条** 条例第15条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理運営に関する業務（次号において「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

**第4条** この規則に定めるもののほか、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

**別記様式**（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地  
 団体の名称  
 代表者の氏名 印

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
  - 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

沖縄県立図書館の使用料の徴収に関する規則をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第64号

##### 沖縄県立図書館の使用料の徴収に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立図書館の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

**第2条** 沖縄県立図書館の施設（以下単に「施設」という。）の使用料は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年沖縄県教育委員会規則第2号）第6条の使用許可書の交付を受ける際に、納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 沖縄県立図書館の附属設備の使用料は、知事が定める日までにその全額を納付しなければならない。

3 条例第5条第2項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 許可された使用時間を超過して使用するとき。
- (3) 知事がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の返還)

**第3条** 条例第5条第3項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他施設の使用許可を受けた者（次号及び次条第3項において「使用者」という。）の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。当該使用料の全額

(2) 使用者が、施設を使用しようとする日の30日前までに使用の取消しを届け出たとき。当該使用料の5割

2 条例第5条第3項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県立図書館使用料返還申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用料の免除)

**第4条** 条例第6条の規定により使用料を免除する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 災害により施設を使用できなかったとき。
- (2) 沖縄県が施設を使用するとき。
- (3) 国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、沖縄県と共催し、教育及び文化の振興に寄与する事業を行うために施設を使用するとき。
- (4) 県内の小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒その他これらに準ずる者及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として施設を使用するとき。
- (5) 県内の市町村立の図書館又は読書活動を行う営利を目的としない団体が、読書会、研修会その他の行事を行うために施設を使用するとき。

2 条例第6条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、沖縄県立図書館使用料免除申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、使用料の免除を承認したときは、沖縄県立図書館使用料免除承認書（第3号様式）を使用者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料)

**第5条** 条例別表第2項の表に規定する規則で定める額及び条例別表備考2の規定により実費に相当する額を使用料として別に徴収する額は、別表のとおりとする。

## 附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

## 別表（第5条関係）

## 1 附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料
舞台器具	可動ステージ	1台	500円
	演台	1台	110円
音響器具	ワイヤレスマイク	1本	40円
	ワイヤレスピンマイク	1本	50円
	ブルーレイレコーダー	1台	60円
その他	展示用パネル	1枚1日につき	70円
	電動スクリーン	1式	430円
	レーザープロジェクター	1台	1,370円

備考 附属設備使用料（展示用パネルの使用料を除く。）は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

## 2 施設冷房使用料

区分	単位	使用料
ホール	1時間につき	510円

## 第1号様式（第3条関係）

## 沖縄県立図書館使用料返還申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

印

電話番号

次のとおり使用料の返還を受けたいので申請します。

事業等の名称						
許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第	号	
使用期間	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分から
	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分まで
返還申請 の理由						
既納使用料				円	返還申請額	円
備考						

(注) 使用料の領収書を添付すること。

第2号様式 (第4条関係)

沖縄県立図書館使用料免除申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名 印  
電話番号

次のとおり使用料の免除を申請します。

事業等の名称	
使用目的	
事業等の内容	
使用期間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで
免除を申請する理由	
備考	

(注) この申請書は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の沖縄県立図書館使用許可申請書と同時に提出すること。

第3号様式 (第4条関係)

沖縄県立図書館使用料免除承認書

年 月 日

殿

沖縄県知事 印

次のとおり使用料を免除します。

事業等の名称						
使用目的						
事業等の内容						
使用期間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで					
免除の内容	免除前の 使用料	円	免除額	円	免除後の 使用料	円
備考						

**訓 令**

沖縄県訓令第17号

子ども生活福祉部

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年7月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程（昭和47年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「第2項、第4項」を「第3項」に改める。

第5条中「当たつて」を「当たって」に改める。

第6条第1項中「行った」を「行った」に改める。

別記様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「とつた」を「とつた」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

## 教育委員会事項

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年7月20日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

#### 沖縄県教育委員会規則第2号

##### 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

**第2条** 沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

（休館日）

**第3条** 図書館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 定期休館日 火曜日

(2) 年始休館日 1月1日から同月4日まで

(3) 年末休館日 12月28日から同月31日まで

2 教育長は、前項に掲げるもののほか、1年間のうち20日を超えない範囲内で図書館の資料の点検に必要な期間を休館とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

（入館の禁止等）

**第4条** 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 図書館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

（使用許可の申請）

**第5条** 条例第4条第1項の規定により、図書館の施設又は附属設備の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄県立図書館使用許可申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、図書館の施設又は附属設備を使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日。以下同じ。）の3月前から2週間前までの期間内に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、同項に定める期間を変更することができる。

(使用許可書の交付)

**第6条** 教育長は、使用許可をしたときは、沖縄県立図書館使用許可書（第2号様式。次条第1項及び第3項において「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更又は使用の取消し)

**第7条** 使用許可を受けた者（以下この条において「使用者」という。）は、使用許可を得た事項を変更しようとするときは、沖縄県立図書館使用変更許可申請書（第3号様式）に使用許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、使用の変更の許可をしたときは、沖縄県立図書館使用変更許可書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。

3 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、沖縄県立図書館使用取消届（第5号様式）に使用許可書又は前項の沖縄県立図書館使用変更許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

**第8条** 図書館の施設、設備又は資料を損傷し、又は亡失した者は、現物又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(沖縄県立図書館協議会の組織等)

**第9条** 条例第11条に規定する沖縄県立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 協議会の庶務は、図書館において処理する。

9 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(寄贈及び寄託)

**第10条** 図書館の館長（次項及び次条において「館長」という。）は、資料の寄託を受けることができる。

2 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者及び寄託者の負担とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 寄託された資料の管理は、図書館所蔵の資料の管理に準ずるものとする。

4 寄託された資料が火災その他の不可抗力により、汚損し、損傷し、又は滅失したときは、県は損害賠償の責任を負わないものとする。

(補則)

**第11条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(沖縄県立図書館の管理に関する規則及び沖縄県立図書館協議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 沖縄県立図書館の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第14号）

(2) 沖縄県立図書館協議会規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第28号）

**第1号様式**（第5条関係）

沖縄県立図書館使用許可申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会教育長 殿

申請者  
住所



団体名  
 代表者氏名 印  
 電話番号

次のとおり使用したいので申請します。

事業等の名称					
使用目的					
事業等の内容					
使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から				
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで				
使用 附属設備					
入 場 料	無料 有料 ( ) 円	入場予定人員 名			
使用責任者 氏 名			使用責任者の 電話番号		
	施設使用料	附属設備使用料	冷房使用料	使用料減免額	計
使 用 料	円	円	円	円	円

(注) 太線の枠内は、記入しないでください。

第2号様式 (第6条関係)

沖縄県立図書館使用許可書

第 号  
 年 月 日

殿

沖縄県教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立図書館の使用については、次のとおり許可します。

事業等の名称					
使用目的					
事業等の内容					
使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から				
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで				
使用 附属設備					
入 場 料	無料 有料 ( ) 円	入場予定人員 名			
使用責任者 氏 名			使用責任者の 電話番号		
使 用 料	円				
許可の条件	沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。				

第3号様式 (第7条関係)

沖縄県立図書館使用変更許可申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会教育長 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名 印  
電話番号

次のとおり変更使用したいので申請します。

事業等の名称			
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
変更の理由			
変更事項	変更前		
	変更後		
使用料	納付済額	追加徴収額	変更後の額
	円	円	円
備考			

- (注) 1 使用許可書を添付すること。  
2 太線の枠内は、記入しないでください。

第4号様式 (第7条関係)

沖縄県立図書館使用変更許可書

年 月 日

殿

沖縄県教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立図書館の使用変更については、次のとおり許可します。

事業等の名称			
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
変更事項	変更前		
	変更後		
使用料	円		
備考			

第5号様式 (第7条関係)

沖縄県立図書館使用取消届

年 月 日

沖縄県教育委員会教育長 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名 印  
電話番号

次のとおり使用の取消をしたいので届け出ます。

事業等の名称				
使用目的				
許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第 号
許可を受けた 使用期間	年	月	日 ( )	午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで
使用取消 の理由				
使用料	既納使用料	返還割合	返還額	備考
	円		円	

- (注) 1 使用許可書を添付すること。  
2 太線の枠内は、記入しないでください。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--